

物品調達契約書

- 1. 事業名
- 2. 調達物品 仕様書のとおり
- 3. 契約種類 売買契約
- 4. 契約種別 総価契約
- 5. 納入期限
- 6. 納入場所 仕様書のとおり
- 7. 契約代金 金 円

うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、
契約代金のうち課税対象分に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

- 8. 契約保証金

上記の調達について、発注者と受注者は、各々の対等な立場による合意に基づいて、別添の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日
発注者 住所 千曲市杭瀬下二丁目 1 番地
千曲市
氏名 千曲市長 小 川 修 一 印

受注者 住所

氏名 印

約 款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別添仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、仕様書等に定められた調達物品（以下「物品」とする。）を納入して発注者に引渡すものとし、発注者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 受注者は、この契約の履行に際して知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。この契約が終了した後も同様とする。受注者は、前2段の規定に違反して発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 4 この契約に定める催告、請求、通知、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立については、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供してはならない。ただし、発注者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りではないものとする。

(著作権の譲渡)

- 第3条 受注者は、物品が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
- 2 発注者は、物品が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該物品の内容を受注

者の承諾なく自由に公表することができる。

- 3 発注者は、物品が著作物に該当するとしないとにかかわらず、既に受注者が当該物品に表示した氏名を受注者の承諾なく変更することができる。
- 4 発注者は、物品が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該物品の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 発注者は、受注者が物品の納入に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（特許権等の使用）

第4条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（契約内容の変更）

- 第5条 発注者は、必要がある場合には契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させることができる。この場合において、契約代金又は納入期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。
- 2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。

（納入期限の延長等）

- 第6条 受注者は、納入期限内に物品を納入することができないときは、その理由を明示して、発注者に納入期限の延長を申し出ることができる。
- 2 前項の規定による申出があった場合において、その理由が受注者の責めに帰することができないものであるときは、発注者は日数の延長を認めることがある。なお、その延長日数は発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。

（一般的損害）

第7条 物品の引渡し前に物品に生じた損害その他受注者がこの契約の債務を履行するに際して生じた損害（次条第1項及び第2項に規定する損害を除く。）については、受注者

がその費用を負担する。ただし、その損害（仕様書等に定めるところにより付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第8条 受注者がこの契約の債務の履行に関して第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（仕様書等に定めるところにより付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

3 前各項の場合その他この契約の債務を履行するにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（検査及び引渡し）

第9条 受注者は、契約書に掲げる契約期間中において、発注者から発注があるごとに、発注者の指定する日までに物品を納入するものとする。

2 発注者は、物品の納入があったときは、納入を受けた日から5営業日以内に受注者の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、物品を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の検査によって物品の合格を確認した後、受注者が物品の引渡しを申し出たときは、直ちに当該物品の引渡しを受けなければならない。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該物品の引渡しを契約代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

5 受注者は、第2項の検査に合格しない場合、発注者の指定する日までに物品を再度納入して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、前各項の規定を準用する。

6 前4項の規定による検査に要する費用は受注者の負担とする。

（代金の支払）

第10条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して支払条件に基づく契約代金の支払いを請求することができる。なお、契約種別が単価契約の場合に

あつては、物品ごとの契約単価に前条の規定により引渡した当該物品の数量を乗じた額（その額に1円未満の端数がある場合は、契約単価ごとにその端数を切り捨てた額）の合計額の支払いを請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に契約代金を支払わなければならない。
- 3 発注者が、その責めに帰すべき事由により、前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が30日を超えるとときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。

（契約不適合責任）

第11条 発注者は、第9条の規定により引渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて契約代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第12条 発注者は、契約が完了するまでの間は、次条、第14条又は第15条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第 13 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 納入期間内に物品が納入されないとき又は納入期間後相当の期間内に物品が納入される見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由なく、第 11 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

2 発注者は、第 1 項の規定によりこの契約を解除する場合において、受注者の所在を確認できないときは発注者の事務所にその旨を掲示することにより、受注者への催告又は解除の意思表示に代えることができるものとする。この場合におけるその効力は、掲示の日から 10 日を経過したときに生ずるものとする。以下における発注者の解除の意思表示についても同様とする。

(発注者の催告によらない解除権)

第 14 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 受注者が第 2 条の規定に違反して契約代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約を履行できないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。
- (8) 第 17 条又は第 18 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（談合その他の不正行為による解除）

第 15 条 発注者は、受注者（受注者が共同企業体の場合はその構成員を含む。以下この条において同じ。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第 7 条の 2 第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 16 条 第 13 条第 1 項各号又は第 14 条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第 13 条又は第 14 条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第 17 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受注者の催告によらない解除権)

第 18 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 5 条の規定により契約内容を変更したため契約代金が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 第 5 条の規定による契約の中止期間が納入期間の 10 分の 5（納入期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が契約の一部のみの場合には、その一部を除いた他の部分の履行が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 19 条 第 17 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約解除に伴う措置)

第 20 条 発注者は、この契約が解除された場合において、受注者が既に調達又は納入を完了した物品の引渡しを受ける必要があると認めたときは、当該物品を検査の上、当該検査に合格した物品の引渡しを受けることができ、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた物品に相応する契約代金を受注者に支払わなければならないものとする。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、当該引渡しを受けた物品を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 受注者は、この契約が解除された場合において、発注者が受注者に貸与した器具、図面その他契約の履行に必要な物品等（以下「貸与品」という。）があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失またはき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 13 条、第 14 条、第 15 条又は次条第 3 項の規定によるときは発注者が定め、第 12 条、第 17 条又は第 18 条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(発注者の損害賠償請求等)

第 21 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた

損害の賠償を請求することができる。

- (1) 受注者が納入期間内に物品を納入することができないとき。
 - (2) 契約不適合があるとき。
 - (3) 第 13 条、第 14 条又は第 15 条の規定により契約の完了後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約代金の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第 13 条、第 14 条又は第 15 条の規定により契約の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 契約の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。
- 5 第 1 項第 1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約代金につき、遅延日数に応じ、年 2.5%（ただし、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき定められる遅延利息の率が改正された場合は当該改正後の率）を乗じて計算した額とする。
- 6 第 2 項の場合（第 14 条第 7 号及び第 9 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（賠償の予約）

第22条 受注者は、第15条各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、契約代金の10分の2に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。物品を引渡しした後も同様とする。ただし、同条の第1号のうち、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売であるとき、その他発注者が特に認めるときは、この限りではない。

2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は共同連帯して前項の額を発注者に支払わなければならない。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（受注者の損害賠償請求等）

第23条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

（1） 第17条又は第18条の規定によりこの契約が解除されたとき。

（2） 前号に掲げる場合のほか、発注者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第10条第2項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5%（ただし、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき定められる遅延利息の率が改正された場合は当該改正後の率）の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第24条 発注者は、引渡された物品に関し、第9条の規定による引渡しを受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに請求等をしたときは、契約不適合責任期間の

内に請求等をしたものとみなす。

- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 発注者は、第9条の規定による物品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りではない。
- 7 第9条の規定により引渡された物品の契約不適合が発注者の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者が指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

(業務従事者災害等)

第25条 受注者は、この契約の債務の履行に関して生じた受注者の業務従事者の災害等については、全責任を持って措置し、発注者はなんら責任を負わない。

(相殺)

第26条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第27条 この契約書において書面により行われなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(暴力団員等からの不当要求に対する報告)

第28条 受注者は、当該契約の履行にあたって、暴力団員又は暴力団関係者（千曲市暴力団排除条例（平成24年条例第41号）第6条第1項に規定する暴力団関係者をいう。）から不当要求を受けたときは、遅滞なく警察に通報するとともに、市へ報告すること及び

その他必要な措置を講ずるようにしなければならない。

(疑義の解決)

第29条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。